

第7回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和6年3月22日（金） 午前9時04分～午前10時25分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）植村委員、齋藤委員、細田委員、丸山委員、渡部委員

（労働者代表委員）小林委員、佐々木委員、山田委員

（欠席：小菅委員、原委員）

（使用者代表委員）熊谷委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員

（欠席：菊池委員）

（事務局）栗村局長、市川労働基準部長、境澤賃金室長、五十嵐賃金室長補佐

4 議 事

（1）令和5年度岩手地方最低賃金審議会運営上の問題点及び課題について

（2）令和6年度岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る意向表明について

（3）令和6年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

ア 議事の公開について

イ 令和6年度の実地視察について

ウ 令和6年度の審議日程について

（4）その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から佐々木委員、使用者代表委員から瀬川委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（全ての議事を「公開審議」とした。）

（1）令和5年度岩手地方最低賃金審議会運営上の問題点及び課題について

○丸山会長

それでは、議題に入ります。議題（1）「令和5年度岩手地方最低賃金審議会運営上の問題点及び課題について」です。

事務局から議題の趣旨について説明をお願いします。

○事務局

令和5年度岩手地方最低賃金審議会の運営につきましては、第1回の本審において5つの了解事項として確認されており、これに基づいて今年度

の審議会を運営してきたところでございます。

了解事項の1つ目として、岩手県最低賃金は10月1日発効、特定（産業別）最低賃金は年内発効を目標に審議日程を調整すること。

2つ目、運営小委員会は、必要性が認められたときに設置すること。

3つ目、岩手県最低賃金の参考人意見聴取は、労働者3名、使用者2名から行うこと。

4つ目、行政機関からの概況説明は、岩手県ふるさと振興部調査統計課から、最近の景況、物価動向及び家計調査、岩手労働局職業安定部職業安定課から、県内の雇用動向及び新規学卒者の初任給の状況について説明を依頼すること。

5つ目、効率化の観点から、資料をスリム化する試みを継続することの5点でございました。

これらのことを踏まえ、令和6年度の審議会運営に資するため、了解事項に係る次の3項目について、岩手地方最低賃金審議会の御意見を賜りたいと思います。

「実質的な審議時間が十分に確保できていたかについて」「審議資料が十分に提供できていたかについて」「その他、お気づきの点について」、以上、御検討をよろしく願いいたします。

○丸山会長

労働局から、了解事項についての意見を求める旨の依頼がありましたので、これらのことについて、岩手地方最低賃金審議会の意見を取りまとめたいと思います。

検討テーマとして3点示されましたので、1つずつ確認していきたいと思います。

まず、実質的な審議時間が十分に確保できていたかについてですが、これについて、何かお気づきの点がありましたら、御発言をお願いします。

私としては、開催回数、審議時間そのものについて、特に大きな問題があったとは認識しておりませんが、いかがでしょうか。

○熊谷委員

今、会長がおっしゃったとおり、審議時間に関しては十分確保されていたと思います。

ただ、令和5年度 of 状況を見ますと、タイトな日程の中で進めなければならなかったのでは、日程の調整が大変だったということもあります。来年度については、10月1日の改正発効にこだわらないで、きちんと審議を尽くして状況を考えるということも必要ではないかと思ひます。

○丸山会長

審議会では、10月1日の改正発効を目標に掲げていますが、なるべく多くの委員の方に出席していただけるように丁寧に日程調整をしている結果、日程が後ろ倒しになるということについては、やむを得ないと私自身も考えております。

きちんと審議を尽くすという意味で、10月1日だけにこだわるのはどうかという御指摘かと思えます。

事務局、よろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○丸山会長

他に何かありませんか。

○佐々木委員

審議日程について、今年度の最低賃金専門部会は、連日行ったということがございましたので、連日というのは資料を集めるのも大変ですし、委員以外の仕事もございますので、審議日程を少し開けるなど、工夫していただきたいと思えます。

○丸山会長

今回は、大まかな方向性の確認ということで、具体的な日程については来年度、委員の日程を確認して、柔軟に調整することになります。

○藤田委員

確認ですが、来年度の運営上の了解事項というのは、来年度の第1回審議会で確認するというところでよろしいのですね。

○丸山会長

それは、そのとおりですよ。

○事務局

はい、そうです。

○丸山会長

それでは、2点目の審議資料が十分に提供できていたかについてです。これは従来から、効率化の観点を踏まえて資料をスリム化するというところで、継続して掲げています。運営上、委員の皆様から審議の参考になるような資料の要請があった場合には、柔軟に対応するという形でこれまでも運用してきたと思えます。これを踏まえて、審議資料についてお気づきの点があれば御発言ください。

○瀬川委員

昨年の審議会でも話したことで恐縮ですが、統計資料もかなりのボリュームがあって、見るのも大変だと思うのですが、一方で、今の経済

情勢が激変の状況にある中で、果たして何年か前の統計資料だけで、今の経済の実態を捉えきれぬかということを感じております。それで、例えば、信用調査会社のデータ等も必要な時に取り寄せられるような予算措置を労働局にお願いできないかと思っております。

○丸山会長

委員から要請があれば、できるだけ柔軟に対応するということがありますが、予算の制約がありますので、昨年のお話でも、すべて提供できるというものではないということだったと思っておりますが、事務局から、基本的な立場、見解をお願いします。

○事務局

基本的に統計資料につきましては、公的な機関が発行したものを利用させていただいております。御要望いただきました信用調査会社などの資料につきましては、やはり予算がかかりますので、出来る範囲では対応してまいりたいと思っておりますが、出来ないこともありますので、御理解いただきたいと思っております。

○松川委員

今の瀬川委員の要望に付け加えることとなります。

昨今、価格転嫁の話題がよく出てきますが、中小企業においては、価格転嫁が進まないことには労働者の賃上げが難しい状況です。経済産業省が出している2023年9月の価格転嫁に関する資料では、実際の企業名も公表されていますが、ほとんどが大手企業で、それが果たしてどこまで県内企業に及んでいるか実態がわからないところがありますので、入手可能かどうかの問題もあると思っておりますけど、価格転嫁の県内の実態がわかるような資料をいただければいいと思っております。

それから、民間調査会社の話が出ましたけれど、調査会社が出しているニュースの中には、岩手県の休・廃業件数など、入手可能なデータもあると思っておりますので、公的な機関が発行したもの以外にも使えるものとして、今後、考えていただきたいと思います。

○丸山会長

具体的な御提案で、1つは価格転嫁についてで、それについて可能な限り資料を提供いただきたいということと、もう1つは、民間の資料についても、実際にニュースで出ているものについては、利用できるのではないかとことです。

○事務局

可能な限り対応してまいりたいと思っております。

○熊谷委員

価格転嫁については、いろいろなところで資料を出してはいますが、商工会と会議所が行っている調査で、価格転嫁について今年度も実施していますし、その区分がどうなるかということがありますが、継続して実施しています。以前と違って2か月に1回という調査になっていますが、このような資料も活用できるのではないかなと思います。

参考までにお伝えします。

○丸山会長

はい、よろしいですね。

○事務局

はい、ありがとうございます。

○丸山会長

その他にお気付きの点等、何かありましたら御発言をお願いします。

○山田委員

審議資料がかなり多いので、会議にパソコンなどを導入できると、後で見直す時に、非常に見やすいと思いますが、資料のペーパーレスの対応は、いかがなものでしょうか。

○丸山会長

ペーパーレス化について、社会一般には進んでいると思いますが、その見通し等、説明できるものがあればお願いします。

○事務局

ペーパーレスでの会議は、なかなか難しいと思います。

我々職員、非常勤職員を含めて全員にまだ端末が行き渡っていない状況です。そして、持ち運びできるような端末がきちんと普及しておりません。各部室に1台というような状況ですので、ペーパーレスでの会議については、現段階で、最低賃金審議会においては難しいと思います。

また、状況が変わりましたら、御報告いたします。

○丸山会長

現状としては厳しいということですが、体制を整えば、いずれ可能になるということだと思いますが、よろしいでしょうか。

○山田委員

はい。

資料をデータでいただくことは可能でしょうか。

○丸山会長

これについては、いかがですか。

○事務局

資料のデータを私のところで保存しておりますので、例えば、メールに

添付して提供というようなことは可能だと思います。

但し、データの容量等について詳しくわからないので、検討させていただきます。

○事務局

ペーパーレス化について、本省の審議会や研究会などでは、既にタブレットが導入されていて、データの資料が使われていますが、地方には環境整備が十分揃っていない状況です。政府としては電子化を強く進めていますので、いずれ、環境整備の予算も追々整備されるものと思っています。

それから、山田委員からの電子データの要望につきましては、可能な限り対応できる方法で検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○丸山会長

前向きの回答をありがとうございます。

(2) 令和6年度岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る意向表明について

○丸山会長

それでは、次の議題に入ります。議題（2）「令和6年度岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る意向表明について」です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

特定（産業別）最低賃金の改正決定につきまして、意向を表明すること、及び意向を確認することは、法的手続きによるものではなく審議会の円滑な運営、年間スケジュールの調整等に鑑み本省通達に基づき実施しているものです。

具体的には、年度末を目途に申出の意向を審議会において労使から確認することになっており、局長に意向表明があったものについては、併せて審議会に報告することになっております。

なお、正式な申出は、7月末を目途に提出していただく申出書により行われることになります。

それでは、本日までに、労働者側から意向が表明されておりますので、事務局から報告させていただきます。

（事務局から、資料No.1、2により意向が表明された特定（産業別）最低賃金、適用を受ける使用者数及び労働者数について報告された。）

○丸山会長

ありがとうございました。使用者側から特定（産業別）最低賃金の改正決定について、申出の意向があれば表明していただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○藤田委員

使用者側からはありません。

○丸山会長

それでは、先程の事務局からの説明や資料について御質問があればお願いいたします。

(質問はなかった。)

それでは、意向が表明されました岩手県特定(産業別)最低賃金につきまして、申出人となる労働組合から各々、申出理由を中心に意向を確認させていただきたいと思っております。審議時間の都合もありますので、各産業3分程度でお願いいたします。

最初に、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業について、御説明をお願いします。

○佐々木委員

資料No.1の意向表明の申出の理由のとおりでございますが、日本の基幹産業でもある鉄鋼業は、現在、世界に通用するような産業を目指しているところでございます。よって、当産業に関わる技術者等の人材確保のためにも、より高い水準の最低賃金を設定していかなければならないということがございますので、意向表明をさせていただきました。

○丸山会長

それでは、次に岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業についてお願いします。

○佐々木委員

県内において、レンズ産業の企業は少なくなってきたということがございますが、時計産業等については、世界を引っ張るようなメーカーもありますし、岩手における企業内の最低賃金の確保、最低でも岩手県最低賃金を上回る110%の優位性が必要ではないかということがございます。特にも時計関係の部品産業も、人材育成に力を入れているところでございますので、それも踏まえて意向表明をさせていただきました。

○丸山会長

それでは次に、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業についてお願いします。

○小林委員

資料2にあるとおり、電機産業の適用労働者数は9,883人で、他の意向表明した産業より適用労働者数が多い産業であることが申出の理由になります。また、県南地域に企業の立地が進んでいるということもあ

して、公正競争の観点から高い水準で最低賃金を設定する必要があると考えております。

○丸山会長

それでは、岩手県百貨店、総合スーパーについてお願いします。

○山田委員

皆さまご存じのとおり、今年の春の賃金引上げについて、正社員以外の時給で働く方たちの賃金引上げも進んでおります。そのような中で、公正競争の実現をしていかないと、価格転嫁という部分でも公正競争に至らないということになっていますので、そういう意味では、労働集約型的な部分もありますから、人手不足もある中で、加えて公正競争ということで、春の賃金引上げに見合った最低賃金の引上げが必要になってくるだろうと考えております。

○丸山会長

それでは、岩手県自動車小売業についてお願いします。

○佐々木委員

岩手において、自動車産業の大きな工場が建っておりますが、販売店又はエンジニアの方は、かなり逼迫しているような状況で、人材確保の対策をしっかりとしないと、人材が入ってこない、入ってもすぐ辞めてしまうということがありますので、自動車小売業においてもしっかりと手当をしていく必要があると考えます。最近の自動車産業の状況については、波が大幅に振れているところがありますけれども、これから安定してくると思われますので、県内の企業内最低賃金を確保するために申出をしました。

○丸山会長

労働者側から意向表明があり、この場で意向を確認させていただいたわけですが、労働者側の意向表明等について、質問、意見等があれば御発言をお願いします。

(発言はなかった。)

(3) 令和6年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

ア 議事の公開について

○丸山会長

それでは、次の議題に入ります。議題(3)「令和6年度岩手地方最低賃金審議会の運営について」です。

はじめに、議事の公開について、今年度の審議の経緯、内容を含めて事務局から説明をお願いします。

○事務局

令和5年4月、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議

会報告により、議事の公開について、「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって行う議論を行う部分については、公開することが適当という結論に至った」ということと、「今年度の中央最低賃金審議会目安小委員会から公労使三者が集まって議論を行う部分は公開することとした」ということを受けて、岩手の審議会においては、本審は原則公開、専門部会是非公開と規定されていたため、今後の方針と専門部会の取扱いについてお諮りいたしました。

審議の結果、岩手地方最低賃金審議会の審議の透明性を確保するために、公開に向けて取り組んでいく必要があるという意見で一致しました。しかしながら、これまで非公開としてきた専門部会について、いきなり全部公開とすることは率直な意見交換に支障があるという意見がありました。そこで、企業の重要な情報等保護すべきものは保護しながらの公開とすることで委員の合意を得て、試行的に議事の公開を行うこととし、まずは、第1回専門部会を一部公開としました。問題が生じれば検討しつつ、第2回目以降の専門部会については、今後、継続的に審議を進めていくこととしました。

令和5年度は、岩手県最低賃金第1回専門部会のうち、実地視察結果及び公開を希望しない参考人の意見聴取を非公開とし、その際、傍聴人には一旦控室に退席していただきました。非公開審議終了後、傍聴人を戻して公開審議とし、公開を承諾する参考人の意見聴取が行われ、その後、労使の基本的な考え方が述べられました。

なお、労使双方から金額提示は行われませんでした。

また、第2回専門部会以降は従来どおり非公開といたしました。

これらのことを踏まえ、令和6年度の審議会運営に資するため、議事の公開に関する岩手地方最低賃金審議会の次年度に向けた方向性についての御意見を賜りたいと思います。

検討テーマとしては、5つお願いしたいと思います。「審議の透明性を確保するために、公開に向けて取り組んでいく必要があるという考え方について」「公開したことにより、審議に影響はなかったか」「専門部会の運営について、問題はなかったか」「令和6年度岩手県最低賃金専門部会をどのように取り扱うか」「運営規定の改正について」です。

令和6年度岩手県最低賃金専門部会をどのように取り扱うかについては、第1回専門部会をどのように、また、第2回以降の専門部会をどのように取り扱うかということについて、運営規定の改正については、運営規定を公開の現状に合わせて改正するか、改正せずに試行を続けるか、などの御意見をいただければと思います。

なお、机上配布資料として、令和5年10月時点の東北各局の公開状況の資料を配布しておりますので、参考として御覧いただきますようお願いいたします。

○丸山会長

それでは、議事の公開について、岩手地方最低賃金審議会の意見を取りまとめたいと思います。

具体的な取扱いについては、新年度に改めて審議ということですので、本日は、方向性について、労使双方の意見を確認しておきたいと思います。

まず、最初の総論ですけれども、大きな意味での方向性ですが、審議の透明性を確保するために、具体的な支障等がない限り公開に向けて努力していくということについては、昨年度、この場で、公労使でその方向性でよろしいと確認していたところですが、ここは変わりがないということでしょうか。

(異議はなかった。)

それでは、それを前提として、確認していきたいと思います。

まず、「公開したことにより、審議に影響はなかったか」と「専門部会の運営について、問題はなかったか」について、今年度、試行的に実施して、何か問題があったとか、お気付きの点がありましたら御発言をお願いいたします。

○熊谷委員

専門部会で、実地視察結果と参考人の意見聴取のときに、公開の方と非公開の方があって、そのための出入りがあったので、時間のロスがあったと思います。傍聴人も出たり入ったりという状態でしたので、この辺りがうまくできればいいと感じました。

○丸山会長

ある程度は工夫されていたと思いますが、事務局から何かありましたら、お願いいたします。

○事務局

何度も出入りがないように、非公開の部分になるべくまとめて、1度だけの出入りになるように工夫をさせていただきましたが、検討していきたいと思います。

○丸山会長

他にお気付きの点がありましたら、御発言をお願いいたします。

○藤田委員

東北各局の公開状況の資料のことでお伺いします。

令和5年度の公開状況で、一部公開としているのは、青森、秋田、福島

ですが、状況をよく聞くと、統一された進行の手法や内容で実施しているわけではなく、岩手と同じように実施しているとは限らないようです。それを前提としたときに、青森、秋田、福島での全体を通しての一部公開について、特に、本県で全体を通しての一部公開するパターンに移行するうえで、参考になる点を把握しているでしょうか。

○丸山会長

この資料に掲載されている以上のことですね。
事務局、いかがでしょうか。

○事務局

こちらに記載されている以上の情報は、持ち合わせておりません。

○丸山会長

いずれ、来年度どうしていくかの議論をする際に、できればこのような資料を準備してほしいという要望があれば、それをお聞きしてということですが、今回掲載されている資料については、書かれている以上のものはないということですね。

○事務局

はい、そうです。

4年度の公開状況と、5年度どうだったかというところを取りまとめております。翌年度、どのようにしていくのかということについては未確認でございますので、必要であれば、事務局でヒヤリングなどをして資料を提供したいと思います。

○丸山会長

藤田委員、先程御指摘いただいたことで、ぜひこの点もわかればということがありましたら、予めお伝えいただければと思いますが、よろしいですか。

○藤田委員

はい。

○丸山会長

それでは、先程の公開するもの、そうでないものがあって、少し時間がかかったということですが、これは来年度、具体的なやり方を考えるうえで、検討しなければいけない点だと思います。

他に何かお気づきの点はありますでしょうか。特に、審議が非常に難しかった、審議の内容に何か差し障りがあったというようなことはなかったという認識でよろしいでしょうか。

(異議はなかった。)

それでは、具体的にどうするかについては、新年度に改めて審議という

ことになりませんが、令和6年度の専門部会をどのように取り扱うかということについて、先程、総論で、方向性としては公開の方向でということを確認しておりますので、今年度試行してみて大きな問題がなかったということであれば、それを後退させるという選択肢は事実上ないと、私自身は考えております。具体的に進めることを考えたときに、今年度1回目を試行として実施していますので、もう少し状況を見ることにするのか、1歩進めるということになると、今、詳細がわからないという御指摘がありました。形式の問題としていうと、2回目以降についても可能な部分を公開していく、具体的には3者で協議している部分について、公開できる部分は公開していくという選択肢があるのかなと考えております。

これについては、労使双方から現時点で大きな方向性として、どのように考えているかについて、御発言をいただきたいと思えます。

それから、併せて次の検討項目、運営規定の改正についてもお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思えます。現時点では試行として行っているということ、それから試行ですので、中身も変わっていく可能性があるということ、規定の改正には踏み込んでおりません。これについて、来年度以降、どう考えるかということにもお考えをお示しいただければと思えます。

先に労働者側からお願いします。

○佐々木委員

第2回以降の専門部会のことになると思いますが、労働者側では全公開を目標としていますので、特段の事情がない限りは公開でよろしいのではないかと考えています。特段の事情とは、個人情報等が含まれているので、この部分は席を外してほしいなどという意見は、しっかりと受けていただきながら、その対応をしていきながらも前向きに全公開をしていく方向で考えているところです。

○丸山会長

規定については何かありますか。

○佐々木委員

規定については、全公開となったときに改正するのがよいと思えますが、全公開にするにしても、個人情報の対応の部分がありますので、その部分をどのような規定にするのか検討していただけたらいいと思えます。

○丸山会長

次に、使用者側からお願いします。

○藤田委員

使用者側の意見をまとめているわけではありませぬので、私の意見とし

て捉えていただきたいと思います。

この審議の過程であるとか、それについての様々な意見をオープンにすることは国民、県民の知る権利の保障、そして、時代の流れからすると当然だということで、公労使とも方向性についてのベクトルは合っているのだと思います。

実際にどのようにするかということが最大の焦点でございまして、先程申し上げましたとおり、東北各県でも統一されたものではないということで、それを踏まえて公開についての議論も他県の状況を把握しながら検討すべきではないかと考えております。

トライアルで令和5年に一部公開をして、そこそこの審議はできたのではないかというのが、皆さんの肌感覚だと思います。令和6年度に具体的にどうするかというときに、我々は、昨年1年の経験値しかなくて、一気にこれをすべてオープンにするとしたときの弊害すら、抽象的な議論以外、具体的に指摘するものは何もないという状況では、令和5年度のやり方を6年度も踏襲してみるというのが現実的な対応ではないかと考えます。

そして、方向性とする、昨年のやり方をベースに、この部分は公開に移行したほうが良いというのがあればというように議論していくべきではないかと思えます。方向性として、捉えていただきたいと思います。

○丸山会長

大きな方向性としては一致している、公開として進めるということですね。ただ、試行として1年やっただけですので、今年度の実績を踏まえて、そこをベースにして具体的に更にどの部分が公開できるという意見がまとまれば、そこから少しずつ公開していくということですね。

規定については何かありますか。

○藤田委員

規定については、公開が決まればそのとおりに直せばよいだけですので、私は特に問題とは認識しておりません。

○丸山会長

毎回、見直す度に規定を変えるというわけにはいかない、ある程度落ち着いた段階で変えるというのがいいと私も思います。

今の発言を踏まえると、事務局から東北各局の資料をいただいておりますが、来年度に向けてどんな議論があるのかということの把握はもちろんですけど、第1回、第2回、第3回の専門部会でそれぞれどんなことをやっているか、岩手と違っている可能性もありますし、それから、当然支障がある部分については非公開にしつつということになっていると思えますので、できるだけ詳細に状況がわかる資料を作成いただいて、それも踏

まえて来年度の議論をすることになるかと思います。

他の委員で、何か御発言があればお願いします。

(他に意見等はなかった。)

それでは、今年度試行してみた実績、これを後退させない、それを踏まえて他県の詳細な状況がわかったうえで、具体的に更に第2回以降公開できる部分があるという合意があれば、公開に向けて具体的に進めていく、それから、そこである程度落ち着いた状況になれば、規定の改正についても考えていくということだと思います。

それでは、来年度、改めて具体的な審議を行いたいと思います。

イ 令和6年度の実地視察について

○丸山会長

次に「令和6年度の実地視察について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

平成29年度から実施している地方最低賃金審議会委員による実地視察につきましては、本省も求めているところであり、新型コロナウイルス感染症の関係で中止と判断した令和2年度及び令和3年度を除き、毎年度実施してきたところです。実地視察の実施時期、対象地域、対象業種については、令和5年10月31日に開催した第6回本審において、各委員から様々な意見をいただきました。最終的な実施の判断は、来年度の第1回本審で決定していただくことと考えておりますが、事務局としては、次のとおり提案したいと考えています。この方針で調整準備を進めてよろしいかお伺いします。

実施時期は令和6年6月中旬、対象地域は盛岡市またはその周辺、対象業種は食料品製造業、生活関連サービス業としたいと考えております。

○丸山会長

事務局から、来年度の実地視察の実施について説明がありました。

このことについて、岩手地方最低賃金審議会の方針を協議したいと思います。

意見等のある委員は、御発言をお願いします。

○瀬川委員

確認ですが、対象業種を食料品製造業、生活関連サービス業としていますが、令和5年度も食料品製造業でしたよね。同じ業種を2年続けるのは、何か理由がありますか。それから、対象地域の盛岡市またはその周辺というのは、例えば花巻市辺りも含むものでしょうか。

○事務局

まず、対象業種につきまして、最低賃金に関する基礎調査の結果によりまして、業種ごとにその結果を抽出して影響率の高い業種をみたところ、最も高いのが小売業や飲食業なのですが、そのような事業場を対象にできないことはないのですが、実地視察を行うにはどうかと思ひまして、影響率の高い業種の中から、2つの業種を選定したところです。食料品製造業については、2年続いてということでしたけれども、地区も違うので見ていただいてもよろしいのかなという判断でございます。

それから、対象地域の盛岡市またはその周辺というのは、現段階で、北は滝沢市、南は矢巾町、紫波町の辺りまでを想定しております。

前回の審議会の中で、移動時間が長いことを考慮したほうがいいのではないかという意見もございましたので、なるべく近いところで、移動時間のかからないところを今回は想定しております。

○丸山会長

ということですが、具体的な要望等があればお願いします。

○瀬川委員

業種については、そのような考え方もあると思います。

ただ、今年の最低賃金は、サプライチェーン全体での付加価値額の適正な分配ということが、かなりクローズアップされるのではないかと思っています。大手と中小企業の下請け関係での取引価格の決定の問題や、賃金格差ということが経済新聞でもかなり指摘されていますので、価格転嫁や賃上げ原資というものを岩手県の中小企業がどれだけ影響を受けてきているか、これまでと違った状況になってきているかを合わせて調査できるのも、これは今年の最低賃金の大きなテーマだと思ひまして、そのようなところから選定できないか検討をお願いしたいと思ひます。

○事務局

価格転嫁につきましては、資料のほうでも御要望をいただいておりますし、検討したいと思ひます。

○丸山会長

他に何かありますでしょうか。

○山田委員

昨年もお願ひしたのですが、労働組合のあるところと、ないところを選定していただけるといいかなと思ひました。

○事務局

場合によっては、労働組合のないところが選定になるかもしれませんが、承っておきます。

○丸山会長

他に意見等がなければ、今出された意見を踏まえて準備を進めていただくということでよろしいですね。

最終的な決定は、新年度改めて審議したいと思います。

ウ 令和6年度の審議日程について

○丸山会長

続きまして、「令和6年度の審議日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

令和6年度の審議日程案につきまして、資料No.3のとおり作成いたしました。令和5年度の実績をベースに作成しております。

資料No.4を御覧ください。

岩手県最低賃金は10月1日の発効を目標にいたしますと、8月5日の月曜日に答申をいただき、10月1日の指定発効とする必要がございます。そこで、令和6年度の標準的な審議日程を組みますと、お示ししたようなスケジュールになります。この日程ですと、8月9日の金曜日に答申をいただき、発効日は10月5日の土曜日となります。

この審議日程案は、来年度の第1回本審で承認していただくこととなります。随時、委員の皆様の御都合を確認し、日程の再調整を行ってまいります。

このことについて、岩手地方最低賃金審議会の御意見を賜りたいと思います。

○丸山会長

これについても、具体的な決定については、委員の皆様の日程を調整したうえでということになりますが、大まかな方向性として審議できればと思います。

来年度改めて審議することになりますが、今の時点でお気付きのことがあれば、御発言をお願いします。

○佐々木委員

先程もお話ししたとおり、連日の審議は厳しいところがありますので、調整をお願いできればと思います。

○丸山会長

先程おっしゃったとおり、資料の準備や委員の都合を踏まえて柔軟に考えてほしいということですね。

○佐々木委員

そうです。昨年度の日程の踏襲にこだわるのではなくということです。

○丸山会長

他にお気付きの点があればお願いします。

○事務局

確認をさせていただきます。

岩手県最低賃金の専門部会を4回予定しておりますが、その間に1日空きがあったほうが良いということによろしいでしょうか。

○佐々木委員

はい、そうです。委員の日程の都合もあると思いますので、今のところは、具体的にどうということではなく、日程をあけてほしいとしか言えません。

○丸山会長

それでは、この開催計画案は、あくまで目安として、その限りで御了承いただいたということにしたいと思います。

来年度、改めて日程調整したうえで対応するということにいたします。

(4) その他

○丸山会長

それでは、次の議題に入ります。議題(4)「その他」です。

事務局に何か用意している議題はありますか。

○事務局

4点ございます。

1点目は日本標準産業分類の改定についてです。

資料No.5を御覧ください。総務省において日本標準産業分類を改定する告示がなされ、日本標準産業分類が令和6年4月1日から改定となる資料となります。

(改定の内容について説明された)

○丸山会長

事務局から、日本標準産業分類の改定について説明がありましたので、この説明について御質問があればお願いします。

○熊谷委員

今回の日本標準産業分類の改定で、百貨店と総合スーパーが別々の小分類になりましたので、従来、特定(産業別)最低賃金を、百貨店、総合スーパーというくくりでやっていましたけど、百貨店だけでやる、総合スーパーだけでやるということもできるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

そのとおりでございます。百貨店だけの新設、総合スーパーマーケットだけの新設、もしくは、百貨店、総合スーパーマーケット、例えば均一価格店などを合わせたものでの新設も十分考えられます。

○熊谷委員

ありがとうございます。労働者側からの申し出によると思いますが、また新たな展開が考えられるのかなと思いました。

○佐々木委員

私どもとしては、今、改正があったとしても現状の流れで要請をしておりますので、今回については、今までどおりで要請したということになりますので、御理解願います。

○丸山会長

他になければ、事務局は続けてください。

○事務局

2点目は、最低賃金に関する要請についてです。前回の審議会以降、最低賃金に関する要請書が3通提出されておりますので御報告させていただきます。

(要請書の要旨が読み上げられた。)

続いて3点目、岩手県最低賃金の広報についてです。

広報については、第4回本審で答申をいただいた後、異議審を経て、官報公示の手続きを行い、令和5年9月27日に関係団体等にリーフレット、ポスター、8月に拡充された業務改善助成金のリーフレット等の送付を例年どおり行いました。その後、12月に業務改善助成金の申請期間が延長となったことから、令和5年最低賃金に関する基礎調査結果において未満率が高い県北地域の小規模の卸売・小売業、サービス業、およそ1,000事業場に対して、岩手労働局で作成した最低賃金リーフレット、業務改善助成金リーフレットを送付しましたので、御報告いたします。

続いて4点目、開示請求事案についてです。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求を、3月11日に受け付けました。新潟のある団体からの請求で、岩手県最低賃金の審議記録の開示を求めるという内容となっており、47都道府県労働局に行われたものであるという情報提供が本省からありました。今後、本省の指示により全局統一的な内容での開示の準備を進めることとなりますので、委員の皆様にお知らせいたします。

○丸山会長

事務局から説明がありました件について、質問、意見等のある委員は、御発言をお願いします。

(質問、意見はなかった。)

○丸山会長

ほかに皆様から何かありますか。

何もなければ、これで議事を終了します。